

(介護予防)認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

運 営 規 程

社会福祉法人 日野友愛会

沖野原グループホーム

## (介護予防)認知症対応型共同生活介護 運営規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 日野友愛会(以下「本会」という)が開設する 沖野原グループホーム (以下「事業」と行う認知症対応型共同生活介護事業・介護予防認知症対応共同生活介護事業・介護予防認知症対応型共同生活介護事業の運営方針、職員の職務及び入居者の利用方法と守るべき規律、その他必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

### (事業の目的)

第2条 本事業は、要介護又は要支援2で認知症の状態にある者(認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下(要介護者等)という。)に対し、共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行なうことにより、入居者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とする。また、併せて指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業は、入居者の心身機能に維持回復を図り、もって入居者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

### (運営の方針)

第3条 本事業において提供する認知症対応型共同生活介護等は、介護保険法ならびに厚生労働省令、東近江市条例、告知の趣旨及び内容に沿ったものとする。

- 2 事業の実施にあつては、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 3 入居者に人格を尊重し、常に入居者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の介護計画を作成することにより常に入居者が必要とする適切なサービスを提供する。
- 4 入居者およびその家族に対し、サービスに内容および提供方法についてわかりやすく説明する。
- 5 適切な介護技術を持ってサービスを提供する。
- 6 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。

### (事業所の名称)

第4条 本事業所の名称および所在地は次のとおりとする。

- (1)名 称 沖野原グループホーム
- (2)所在地 滋賀県東近江市沖野3丁目10-18

### (職員の職種、員数および職務の内容)

第5条 本事業所に勤務する職種・員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名  
事業所と従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令

等において規定されている事業運営の実施に関し尊重すべき事項において指揮命令を行う。

- (2) 計画作成担当者 1名  
適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成するとともに、連携する介護老人福祉施設、病院等の連絡・調整を行う
- (3) 介護職員 常勤換算3名以上(内1名以上は常勤)  
入居者の日常生活の支援および必要な介護を行う。
- (4) 事務員(兼務)  
必要な事務を行う。

(利用定員)

#### 第6条

事業所における入居定員は、9名 とする。

(介護の内容)

#### 第7条

本事業所において提供する内容は次のとおりとする。

- (1) 入浴・排泄・食事・着替え等の介助
- (2) 日常生活上の世話
- (3) 日常生活の中での機能訓練
- (4) 相談・援助

(介護計画の作成)

#### 第8条

本事業所のサービスの開始に際し、入居者の心身の状況、希望およびのおかれている環境を踏まえて、個別に(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画(以下「介護計画」という)作成する。

(利用料等)

#### 第9条

本事業所が提供する事業の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当核(介護予防)認知症対応型共同生活介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。ただし、一定以上の所得のある方においては、介護報酬の2割若しくは3割の利用料となります。次に掲げるものは、利用料として支払いを受ける。

- (1) 室料 家賃 55,000円/1ヵ月定額
- (2) 食材費 朝食 280円、昼食 770円、夕食 700円/1日定額 1,750円
- (3) 管理費(水道光熱費) 20,000円/1ヵ月定額：水道・ガス及び保守費用等
- (4) その他の日常生活において通常必要となる費用で、入居者が負担することが適当と認められる費用・・・実費

2 月の途中における入居または退去については、別紙重要事項説明書利用料事のとおりとする。ただし、月の途中で入院および退院に伴う、入居、または退居についても、別紙重要事項説明書利用料のとおりとする。

(入退去にあたっての留意事項)

#### 第 10 条

事業の対象者は、要介護者及び要支援 2 の者であって認知症の状況にあり、かつ次の各号を満たすものとする。

- (1) 小人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
- (2) 自傷、他傷の恐れがないこと。
- (3) 常時、医療機関において治療をする必要がないこと。

2 入居後、入居者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は、退去していただく場合がある。

3 退去に際しては、入居者および家族の意向を踏まえた上で、他のサービス提供機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう、退去に必要な援助を行うよう努める。

(サービスの提供記録の記載)

#### 第 11 条

本事業所がサービスを提供した際には、その提供日数及び内容について、入居者に代わって支払いを受ける介護報酬の額、その他必要な記録を所定の書面に記載する。

(個人情報の保護)

#### 第 12 条

事業所は入居者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努める。

2 事業所が得た入居者の個人情報については、事業所の介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて入居者又はその代理人の了解を得るものとする。

3 介護従事者においては、介護従事者で無くなった場合においても、その業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らさない。

(秘密の保持)

#### 第 13 条

本事業所の従業員は、業務上知り得た入居者またはその家族の秘密保持を厳守する。

2 従業員であったものが、業務上知り得た入居者またはその家族の秘密保持を漏らすことがないよう必要な措置を講ずる。

(事故発生時の対応)

第 14 条 入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに入居者家族及び関係機関等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。また、賠償すべき事故が発生した場合は、できる限り速やかに損害賠償を行う。

2 事務所は外部の研修を受けた担当者を配置し施設内の安全に対策部門の運営を行い、組織的に安全対策を実施する体制を整備する。

(虐待防止のための措置に関する事項)

#### 第 15 条

事業所は虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図るものとする。

- 2 事業所は虐待防止のための指針を整備する。
- 3 事業所は職員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。
- 4 事業所は上記の措置を適切に実施するための担当者を置くこととする。

(衛生管理)

#### 第 16 条

(介護予防)認知症対応型共同生活介護の使用する備品等は清潔を保持するため、業務開始前・終了時の日々の清掃・消毒を施すなど、常に衛生管理に留意するものとする。保険衛生の維持向上及び事業所における感染症の発生又はまん延防止を図るため、次の各号に掲げる事項を実施するものとする。

- 2 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底する。
- 3 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- 4 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防まん延防止のための訓練を定期的実施する。

(緊急時における対応方法)

#### 第 17 条

職員は、サービス実施中に入居者の心身の状況に異常その他緊急事態が生じたときには、速やかに主治医に連絡などの措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

- 2 主治医との連絡並びに指示が得られなかった場合には、事務所が定めた協力医療機関へ連絡するとともに受診等の適切な処置を講ずる。

(業務継続計画)

#### 第 18 条

事業所は担当者を配置し業務継続のための体制の構築、整備を実施するとともに、関係者の連絡先、連絡フォローの整備を行うこととする。

- 2 事業所は感染症、災害などに関する最新情報の収集、対策の徹底、職員、入所者の体調管理、施設内出入りの者の記録管理、応援派遣の手続きなどの反映を行う。
- 3 事業所は個人防護服、消毒剤、衛生材料などの在庫量・保管場所の確認と一定量の備蓄を用意しておくこととする。
- 4 業務継続計画を関係者と共有し、平時から業務継続計画の内容に関する研修、シュミレーション訓練を行うこととする。

(身体的拘束の適正化)

#### 第 19 条

事業所は入居者及び他の入所者の生命・身体を保護するため緊急やむ得ない場合を除き、入所者へ身体的虐待等の行動を制限する行為は行ってはならない。

2 緊急やむ得ない場合に該当するのが判断は事業所内の身体的拘束等適正化検討委員会の協議のもと決定する。

3 緊急やむ得ない場合と判断した場合は入居者本人や家族に対し、拘束の内容・目的・理由・時間・時間帯・期限等の詳細を説明し同意を得た後に実施するものとする。

4 身体的拘束等適正化検討委員会を指針に基づき設置し 3 ヶ月に 1 回以上開催するとともに、定期的な研修(年 2 回以上)を行い、介護職員その他の従業員に周知し徹底する。

(苦情処理)

## 第 20 条

事業所は、入居者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、苦情を受けつけるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる。

2 事業所は、提供した介護サービスに関し、市町が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町の職員から質問若しくは照会に応じ、及び入居者からの苦情に関して市町が行う調査に協力するとともに、市町から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

3 事業所は、入居者からの苦情に関して公民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(非常災害対策)

## 第 21 条

事業所は非常災害に関する具体的計画をたてておくとともに、非常災害に備えるため、年 2 回以上避難、救出その他必要な訓練を行う。

2 訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるように連携につとめなければならない。

3 事務所は非常災害発生の際に時の事業が継続できるよう、他の社会福祉施設などとの連携および協力を行う体制を構築するよう努める。

4 事業所は、消火用具、非常口その他非常災害の発生の際に必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を作成する。

5 事業所は非常災害の発生の際の関係機関への通報および連絡の体制を整備する。

(ハラスメントの対策)

## 第 22 条

事業所は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメント防止に努める。職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修を実施します。また、ハラスメントと判断された場合は、行為者に対し関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、入居契約の解約等の措置を講ずる。

(運営推進会議)

#### 第 23 条

(介護予防)認知症対応型共同生活介護が地域に密着し地域に開かれたものにするために、運営推進会議を開催する。

2 運営推進会議の開催は、おおむね 2 ヶ月に 1 回以上とする。

3 運営推進会議のメンバーは、入居者、入居者家族、地域住民の代用者、東近江市の担当職員もしくは事業所が所在する地域を管轄する地域包括支援センターの職員、及び(介護予防) 認知症対応型共同生活介護についての知見を有する者とする。

4 会議の内容は事業所のサービス内容の報告及び入居者に対して適切なサービスが行われているかの確認、地域との意見交換、交流等とする。

5 運営推進会議の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表する。

(記録の整備)

#### 第 24 条

事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

2 入居者に対する介護サービス提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存する。

(その他運営についての留意事項)

#### 第 25 条

職員等の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。

(1)採用時研修 採用後 1 ヶ月以内

(2)定期的研修 随時

2 職員等は、その勤務中常に身分を証明する証票を携行し、入居者または家族から求められたときには、これを提示する。

3 サービス担当者会議において、入居者の個人情報を用いる場合は入居者の同意を、入居者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておく者とする。

4 本事業所は、介護サービス提供の開始に際し、あらかじめ、入居者申込者及びその家族に対し、運営規程の概要、従業員の勤務の体制その他の入居者申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について入所申込者の同意を得る。

5 事業所の通常の事業の実施地域等を勘察し、入居申込者に対し自ら適切な認知症対応型共同生活介護等を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の認知症対応型共同生活事業所等の紹介をその他の必要な措置を速やかに講じるものとする。

6 事業所は介護サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援・要介護認定等の有無及び要支援・要介護認定等の期間を確かめるものとする。

7 事業所は、前項の被保険者証に、介護保険法第 73 条第 2 項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、事業を提供するものとする。

8 事業所は、介護サービスの提供を受けている入居者が、正当な理由なしに

(介護予防)認知症対応型共同生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、要支援。要介護状態等の程度を増進させると認められるとき、あるいは偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、または受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を関係市町に通知するものとする。

9 事業所は、居宅介護支援事業所またはその従事者に対し、入居者にサービスを利用させることの代償として金品その他の財産上の利益を共有しない。

10 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、管理者が定めるものとする。

(附則)

- この規程は、平成18年 7月 3日から改正施行する。
- この規定は、平成25年 4月 1日から改正施行する。
- この規定は、平成26年 4月 1日から改正施行する。
- この規定は、平成27年 3月 1日から改正施行する。
- この規定は、平成28年 2月 1日から改正施行する。
- この規定は、平成30年 7月 1日から改正施行する。
- この規定は、令和 6年 4月 1日から改正施行する。
- この規定は、令和 6年 9月 1日から改正施行する。
- この規定は、令和 6年11月 1日から改正施行する。
- この規定は、令和 8年 4月 1日から改正施行する。